

「旧皇族の男系が法律で皇族になるのは合憲」

内閣法制局が初めて明言

内閣法制局の木村陽一第一部長は11月15日の衆院内閣委員会で、政府の有識者会議が令和3年12月に「報告書」で示した「皇統に属する男系男子を皇族の養子とする」案について、憲法第14条が禁じる「門地による差別」にはあたらないとの考えを示しました。

法制局がこの問題で「合憲」を明言したのは初めてです。立憲内のいわゆる女系派とみられる馬淵澄夫議員の質問に答えました。

門地とは、簡単に言うると「家柄」のことです。憲法14条1項は「すべて国民は法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により政治的経済的又は社会的関係において差別されない」と規定しています。「天皇・皇族の身分」については、『門地による差別の例外』であるというのが定説となっていてい

自民党は総裁直属の「安定的な皇位継承の確保に関する懇談会」（麻生太郎会長）を発足させ、男系維持を暗黙の原則とした本格的な議論を始めており、法制局の見解は強い追い風になると見られます。

木村第一部長の答弁

（皇族養子案の）具体的な制度が明らかではないが、一般論としては、皇族という憲法第14条の例外として認められた特別な地位を取得するものであるから、憲法第14条の問題は生じない。

憲法は第14条の例外として皇族という特殊な地位を認めている。その範囲は法律の定めるところにより、委ねられている。従って、法律の定めるところに従って皇族の地位を取得するということになり、一般論ではあるが、憲法の認めるところ

国会で緊急集会

憲法審査会は改正原案の作成を急げ！



で憲法審査会が結果を出すのは不可能になっています。

緊急集会では、出席した自民党改正実現本部事務総長の加藤勝信衆院議員（元厚労相）と維新・国民の代表出席者に要望書が手渡され、「具体的な改正原案の作成に向けた第一歩を踏み出す時に来ている。最早猶予はない」として各党に決断を求めました。

改正原案を急ぐには、来年1月中旬からの通常国会を待つことなく、閉会中も審査会が定例会以外で審議をする必要がありそうです。

この日の集会で国民の会の櫻井よしこ氏は「未だに条文の整理もしていない。（最近の選挙の結果でわかるように）自民党は支持者を萎えさせている」と奮起を促しました。

憲法審査会に改正原案の作成を求める要望書



「中国との対立は10年加速する」 防衛研究所レポート

防衛省のシンクタンクである防衛研究所は11月24日、「中国安全保障レポート2024」を公表しました。

現状について「中国は核戦力も急速に強化している」と指摘。将来の核をめぐる安全保障秩序における中国の発言力を高め、米軍が軍事的に関与するハードルを高めることになるだろうと分析しています。

そして、「（南シナ海や台湾海峡などでの）力による現状変更を阻止できるかが将来の国際秩序の行方を決める」と強調しています。

また、ロシアを戦略的パートナーとして位置づけ、軍事的連携を深化させており、「ロシアの政治変動がなければ、今後10年程度、既存国際秩序の維持勢力と変更新勢力（中国・ロシア）の対立は加速する」との見通しもしました。



中国安全保障
レポート2024

